

第7章 まとめ

1. アイスランドの地震保険の現状

アイスランドでは、法律に基づいて設立されているアイスランド自然災害保険会社が、地震、噴火、雪崩等の自然災害による損害を補償する自然災害保険を提供している。同国で自然災害保険を提供する保険会社は、アイスランド自然災害保険会社のみであり、民間保険会社による自然災害保険は基本的に提供されていない。ただし、アイスランド自然災害保険会社が提供する自然災害保険は、暴風被害を補償対象としていないため、一部民間保険会社が暴風被害を補償する保険を提供し始めている。

アイスランドでは、住居用、商業用にかかわらずすべての建造物について火災保険への加入が義務付けられており、かつ、自然災害保険が火災保険に自動付帯されている。また、公共インフラについては、火災保険への加入は義務ではないが、自然災害保険への加入は義務とされている。このため、建造物については、自然災害保険への加入率がほぼ100%であるといつてよい。

2. アイスランドの地震保険の今後

アイスランドにおいて、現行の自然災害保険制度を大きく変更する必要があるとの認識は持たれていない。実際、同国の自然災害保険制度は、1975年の設立以降、大きな制度変更無く今日に至っている。例えば、保険料制度については、一貫して全国一律の料率制度を維持しており、料率自体も変化していない。アイスランド国内ではもちろん地域によって自然災害保険リスクは異なるが、当初の制度設計者たちの考えにより、全国民が平等に負担する制度が望ましいとされて現行の制度が作られた。アイスランド国民の間で、この制度設計に異議を唱える大きな声は聞こえておらず、現行制度は広く受け入れられているといえる。

また、現行の保険料体系や保険料水準が実際に起こりうる最大損害と比して不十分であるとも考えられていない。自然災害保険制度が設立された1975年当時、保険料体系や保険料水準の決定に当たり、自然災害が発生する確率や予想最大損害額（PML）について厳密な計算が行われたわけではない。むしろ、国民への受入れ易さ等の政治的な配慮が制度設計に大きな影響を与えたと考えられる。しかし、最近では、アイスランド国内の研究機関に蓄積された地震データや高度な技術により、地震等の自然災害発生確率の予測制度が上がり、これらのデータを用い、欧州のリスク評価会社の協力を得ながら、PML値の見直し作業等が行われているようである。そして、その上で、現行制度が維持可能であるとの判断がなされているようである。このような状況と照らして、近い将来、抜本的な制度変更が行われることは予想されない。

おわりに

地震保険ほどリスクの扱いが困難なものはない。まず現象としての「地震」がまだ十分に解明されておらず、さらに一度大地震が発生すれば、保険会社の経営も立ち行かなくなることはわが国では関東大震災での経験があり、諸外国でも過去に何度も同様の経験が繰り返されている。保険会社がこのリスクを保有するのを恐れる理由もひとえにここにある。やはり再保険などの枠組みがないことには、保険として成立しにくいということだろう。アイスランドでは、政府による直接の再保険は無いが、自然災害保険制度そのものが法律により担保されており、最終的に保険金支払が民間の再保険規模を超過する場合には、政府保証に基づいてアイスランド自然災害保険が必要な資金を借り入れることができる制度となっている。

保険の問題を語るときには、単に制度だけ比較しても意味が無い。日本とアイスランドでは、そもそも人口が全く異なり、アイスランドの自然災害保険制度はアイスランドだからこそ成立していると言える。例えば、アイスランド自然災害保険が保険料率を一律 0.25% にして強制的に火災保険に付帯させることは、アイスランドの国土が狭いこと、人口分布が偏っており地域的な区分をする必要性が認識されていないこと、市場規模が小さいため料率区分を設けるよりも均一料率としておく方が不公平感を生まないことが背景にあると考えられる。また、再保険については、海外の民間保険会社からの再保険を受けることとしているが、これについても、アイスランドの市場が小さいため、保険料コストがあまりかからないことも背景にある。

アイスランドでは、全国に設置された地震観測点ネットワークを通じて常時地震情報の収集が行われている。このようにして収集された情報は、自然災害保険制度の見直し作業に大きく貢献している。アイスランドについては、地震国であり、わが国の地震保険制度と同様の自然災害保険制度を有する国として、今後も逐次情報を集めていきたいと考えている。